

パパ・ママ応援ショップ優待カード

パパ・ママ応援ショップ優待カード

子育て家庭を応援するため、協賛店で優待カードを提示すると割り引きなどが受けられます。優待カードをお持ちでない方は、子育て支援課または駅前出張所の窓口で、優待カードを受け取りください。

対中学生までのお子さんまたは妊娠中の方がいる家庭で、1家庭に1枚配布します。

▼子育て支援課窓口(月～金、午前8時30分～午後5時15分)▼駅前出張所窓口(月～金、午前8時30分～午後7時)▼日曜日は、市民課窓口(午前8時30分～正午、午後1時～5時15分)で配布します。

※お子さんおよび保護者の方の健康保険証、妊娠中の方は母子手帳など

▼注意事項

▼優待カード裏面の氏名、年齢が記入されていないカードは使用できません

【有効期限】

カードの有効期限は、平成25年3月31日までまたは一番年下のお子さんが、満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い方です。

なお、有効期限が「平成22年3月まで」と記載されている優待カードは、利用できませんので、ご注意ください。

優待内容は協賛店舗ごとに異なりますので、埼玉県ホームページおよび協賛店で確認のうえ、ご利用ください。

▼子育て支援課 ☎8339

▼さくらカード20ポイントをプレゼント

さくらカード加盟店では、5月1日(日)から8月31日(水)までの4カ月間、パ

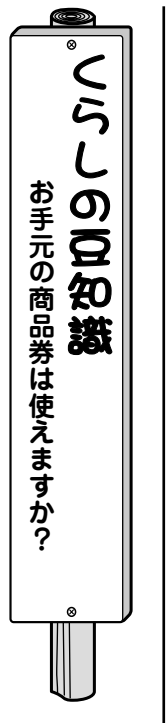
【事例1】今持っている「花とみどりのギフト券」はもう使用できないのか

【事例2】テレビの報道で手元にある「文具券」が使えなくなると聞いた。どうしたらよいか。

平成22年4月から施行された「資金決済法」により、最短60日間の払戻し期間を設けることで商品券の発行事業所が商品券の利用を停止できるよになりました。

事例1の「花とみどりのギフト券」は、有効期限の記載のないギフト券であれば払戻し期限が過ぎていても、平成23年5月31日までは新たな有効期限を設けたギフト券に交換してもらえます。

事例2の「全国共通文具券」は、東日本大震災の影響を考慮して、当面の



【有効期限】

カードの有効期限は、平成25年3月31日までまたは一番年下のお子さんが、満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い方です。

なお、有効期限が「平成22年3月まで」と記載されている優待カードは、利用できませんので、ご注意ください。

優待内容は協賛店舗ごとに異なりますので、埼玉県ホームページおよび協賛店で確認のうえ、ご利用ください。

▼子育て支援課 ☎8339

▼さくらカード20ポイントをプレゼント

さくらカード加盟店では、5月1日(日)から8月31日(水)までの4カ月間、パ

商品券の発行者等一覧が掲載されていて、払戻し手続を終了した発行者、実施中または実施を予定している発行者を確認することができます。ホームページをご覧にならない方は、その商品券を扱っていた店にお問い合わせください。

③払戻し期間が終了していても、有効期間のある商品券に交換するという方法で対応することがあります。また、引き続き、払戻しに応じることもあります。各商品券の払戻しに関する詳細、および資金決済法に基づく払戻し手続終了後の商品券の取り扱いについては、各発行者にお問い合わせください。

お手持ちの商品券の使用について疑問の点がありましたら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

▼商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎48・734・0999

【事例1】今持っている「花とみどりのギフト券」はもう使用できないのか

【事例2】テレビの報道で手元にある「文具券」が使えなくなると聞いた。どうしたらよいか。

平成22年4月から施行された「資金決済法」により、最短60日間の払戻し期間を設けることで商品券の発行事業所が商品券の利用を停止できるよになりました。

事例1の「花とみどりのギフト券」は、有効期限の記載のないギフト券であれば払戻し期限が過ぎていても、平成23年5月31日までは新たな有効期限を設けたギフト券に交換してもらえます。

事例2の「全国共通文具券」は、東日本大震災の影響を考慮して、当面の

【有効期限】

カードの有効期限は、平成25年3月31日までまたは一番年下のお子さんが、満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い方です。

なお、有効期限が「平成22年3月まで」と記載されている優待カードは、利用できませんので、ご注意ください。

優待内容は協賛店舗ごとに異なりますので、埼玉県ホームページおよび協賛店で確認のうえ、ご利用ください。

▼子育て支援課 ☎8339

▼さくらカード20ポイントをプレゼント

さくらカード加盟店では、5月1日(日)から8月31日(水)までの4カ月間、パ

商品券の発行者等一覧が掲載されていて、払戻し手続を終了した発行者、実施中または実施を予定している発行者を確認することができます。ホームページをご覧にならない方は、その商品券を扱っていた店にお問い合わせください。

③払戻し期間が終了していても、有効期間のある商品券に交換するという方法で対応することがあります。また、引き続き、払戻しに応じることもあります。各商品券の払戻しに関する詳細、および資金決済法に基づく払戻し手続終了後の商品券の取り扱いについては、各発行者にお問い合わせください。

お手持ちの商品券の使用について疑問の点がありましたら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

▼商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎48・734・0999

【事例1】今持っている「花とみどりのギフト券」はもう使用できないのか

【事例2】テレビの報道で手元にある「文具券」が使えなくなると聞いた。どうしたらよいか。

平成22年4月から施行された「資金決済法」により、最短60日間の払戻し期間を設けることで商品券の発行事業所が商品券の利用を停止できるよになりました。

事例1の「花とみどりのギフト券」は、有効期限の記載のないギフト券であれば払戻し期限が過ぎていても、平成23年5月31日までは新たな有効期限を設けたギフト券に交換してもらえます。

事例2の「全国共通文具券」は、東日本大震災の影響を考慮して、当面の

【有効期限】

カードの有効期限は、平成25年3月31日までまたは一番年下のお子さんが、満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い方です。

なお、有効期限が「平成22年3月まで」と記載されている優待カードは、利用できませんので、ご注意ください。

優待内容は協賛店舗ごとに異なりますので、埼玉県ホームページおよび協賛店で確認のうえ、ご利用ください。

▼子育て支援課 ☎8339

▼さくらカード20ポイントをプレゼント

さくらカード加盟店では、5月1日(日)から8月31日(水)までの4カ月間、パ

商品券の発行者等一覧が掲載されていて、払戻し手続を終了した発行者、実施中または実施を予定している発行者を確認することができます。ホームページをご覧にならない方は、その商品券を扱っていた店にお問い合わせください。

③払戻し期間が終了していても、有効期間のある商品券に交換するという方法で対応することがあります。また、引き続き、払戻しに応じることもあります。各商品券の払戻しに関する詳細、および資金決済法に基づく払戻し手続終了後の商品券の取り扱いについては、各発行者にお問い合わせください。

お手持ちの商品券の使用について疑問の点がありましたら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

▼商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎48・734・0999

【事例1】今持っている「花とみどりのギフト券」はもう使用できないのか

【事例2】テレビの報道で手元にある「文具券」が使えなくなると聞いた。どうしたらよいか。

平成22年4月から施行された「資金決済法」により、最短60日間の払戻し期間を設けることで商品券の発行事業所が商品券の利用を停止できるよになりました。

事例1の「花とみどりのギフト券」は、有効期限の記載のないギフト券であれば払戻し期限が過ぎていても、平成23年5月31日までは新たな有効期限を設けたギフト券に交換してもらえます。

事例2の「全国共通文具券」は、東日本大震災の影響を考慮して、当面の

【有効期限】

カードの有効期限は、平成25年3月31日までまたは一番年下のお子さんが、満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い方です。

なお、有効期限が「平成22年3月まで」と記載されている優待カードは、利用できませんので、ご注意ください。

優待内容は協賛店舗ごとに異なりますので、埼玉県ホームページおよび協賛店で確認のうえ、ご利用ください。

▼子育て支援課 ☎8339

▼さくらカード20ポイントをプレゼント

さくらカード加盟店では、5月1日(日)から8月31日(水)までの4カ月間、パ

商品券の発行者等一覧が掲載されていて、払戻し手続を終了した発行者、実施中または実施を予定している発行者を確認することができます。ホームページをご覧にならない方は、その商品券を扱っていた店にお問い合わせください。

③払戻し期間が終了していても、有効期間のある商品券に交換するという方法で対応することがあります。また、引き続き、払戻しに応じることもあります。各商品券の払戻しに関する詳細、および資金決済法に基づく払戻し手続終了後の商品券の取り扱いについては、各発行者にお問い合わせください。

お手持ちの商品券の使用について疑問の点がありましたら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

▼商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎48・734・0999

【事例1】今持っている「花とみどりのギフト券」はもう使用できないのか

【事例2】テレビの報道で手元にある「文具券」が使えなくなると聞いた。どうしたらよいか。

平成22年4月から施行された「資金決済法」により、最短60日間の払戻し期間を設けることで商品券の発行事業所が商品券の利用を停止できるよになりました。

事例1の「花とみどりのギフト券」は、有効期限の記載のないギフト券であれば払戻し期限が過ぎていても、平成23年5月31日までは新たな有効期限を設けたギフト券に交換してもらえます。

事例2の「全国共通文具券」は、東日本大震災の影響を考慮して、当面の

【有効期限】

カードの有効期限は、平成25年3月31日までまたは一番年下のお子さんが、満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い方です。

なお、有効期限が「平成22年3月まで」と記載されている優待カードは、利用できませんので、ご注意ください。

優待内容は協賛店舗ごとに異なりますので、埼玉県ホームページおよび協賛店で確認のうえ、ご利用ください。

▼子育て支援課 ☎8339

▼さくらカード20ポイントをプレゼント

さくらカード加盟店では、5月1日(日)から8月31日(水)までの4カ月間、パ

商品券の発行者等一覧が掲載されていて、払戻し手続を終了した発行者、実施中または実施を予定している発行者を確認することができます。ホームページをご覧にならない方は、その商品券を扱っていた店にお問い合わせください。

③払戻し期間が終了していても、有効期間のある商品券に交換するという方法で対応することがあります。また、引き続き、払戻しに応じることもあります。各商品券の払戻しに関する詳細、および資金決済法に基づく払戻し手続終了後の商品券の取り扱いについては、各発行者にお問い合わせください。

お手持ちの商品券の使用について疑問の点がありましたら、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

▼商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎48・734・0999

<h3>法律相談</h3> <p>法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約</p> <p>日毎週金曜日(祝日を除く)午後1時20分～4時</p> <p>場市民相談室</p> <p>定8人(事前予約制)</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>くらしの相談</h3> <p>日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談</p> <p>日6月8日(水)午後1時30分～3時30分</p> <p>場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>多重債務相談</h3> <p>借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)</p> <p>日6月9日(木)・23日(木)午後1時20分～4時20分</p> <p>場市民相談室</p> <p>定6人(事前予約制)</p> <p>商工観光課 ☎336</p>	<h2>6月 各種無料相談</h2> <p>☎996-2111</p> <p>★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。</p>	
<h3>行政書士相談</h3> <p>官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談</p> <p>日6月20日(月)午後1時～4時</p> <p>場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>税理士相談</h3> <p>相続税など税金全般についての相談</p> <p>日6月6日(月)午後1時～4時</p> <p>場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>	<h3>女性相談</h3> <p>女性が抱えるさまざまな悩み(DV・セクハラ・人間関係など)についての相談(女性相談員が相談)</p> <p>日毎週水曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時</p> <p>場市役所駅前出張所内相談室</p> <p>定5人(事前予約制)</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>こころの健康相談</h3> <p>不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)</p> <p>日6月13日(月)午後1時～2時30分</p> <p>場保健センター</p> <p>定2人(事前予約制)</p> <p>健康増進課 ☎995-3381～3</p>	<h3>内職相談</h3> <p>内職の求人、求職のあっせんについての相談</p> <p>日毎週火曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～3時30分</p> <p>場市民相談室</p> <p>商工観光課 ☎274</p>
<h3>消費生活相談</h3> <p>悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談</p> <p>日毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～4時</p> <p>場消費生活相談室</p> <p>商工観光課 ☎336</p>	<h3>人権相談</h3> <p>プライバシーの侵害など基本的人権についての相談(人権擁護委員が相談)</p> <p>日6月9日(木)午後1時～4時</p> <p>場第3会議室</p> <p>人権・男女共同参画課 ☎811</p>	<h3>若年者就職相談</h3> <p>若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)</p> <p>日6月5日(日)・19日(日)午前10時～午後4時</p> <p>場勤労青少年ホームゆまにて</p> <p>定5人(事前予約制)</p> <p>ゆまにて ☎996-0123</p>	<h3>心配ごと相談</h3> <p>日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談</p> <p>日6月1日(水)・15日(水)午後1時～4時(電話相談可)</p> <p>場身体障害者福祉センターやすらぎ</p> <p>社会福祉協議会 ☎998-7616</p>	<h3>教育相談</h3> <p>児童・生徒の言動や教育についての相談</p> <p>日毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時30分～午後4時</p> <p>場教育相談所</p> <p>教育相談所 ☎995-0077</p>
<h3>家庭児童相談</h3> <p>子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談</p> <p>日毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時</p> <p>場家庭児童相談室</p> <p>子育て支援課 ☎472</p>	<h3>子育て相談</h3> <p>子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)</p> <p>日6月23日(木)午前10時～午後1時</p> <p>場だいら児童館わんぱる</p> <p>定6人(事前予約制)</p> <p>わんぱる ☎999-0321</p>	<h3>子育て電話相談</h3> <p>子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)</p> <p>日毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後3時</p> <p>中央保育所 ☎998-7711</p>	<h3>休日・夜間納税相談</h3> <p>市税・国民健康保険税の納付についての相談</p> <p>日6月5日(日)午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く)午後5時15分～7時</p> <p>場納税課</p> <p>納税課 ☎330</p>	<h3>不動産相談</h3> <p>マンションおよび不動産取引全般についての相談</p> <p>日6月14日(火)午後1時～4時</p> <p>場市民相談室</p> <p>広聴広報課 ☎373</p>

◆5月は、固定資産税第1期・軽自動車税の納期です。税金の納付には、安全・確実・便利な口座振替を。